

傍聴の手続き及び留意事項

1. 傍聴手続き

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議当日所定の場所で傍聴人受付簿に住所及び氏名等を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。
ただし、傍聴希望者が定員を上回る場合においては、抽選により傍聴人を決定する。
- (2) 傍聴券は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2. 傍聴に入ることができない者

- (1) 銃器その他危険な物を所持している者
- (2) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカートの類を持っている者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (4) 酒気を帯びている者
- (5) 前各記に定めるもののほか、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼすと会議の長が判断したもの

3. 傍聴人の遵守事項

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 談論や放歌、高笑いなど騒ぎ立てないこと
- (3) はちまき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと
- (4) 帽子などを着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得た場合はこの限りではない
- (5) 飲酒、飲食又は喫煙をしないこと
- (6) 写真撮影若しくは録画又は録音等をしないこと
- (7) 携帯電話の電源は切るかマナーモードにし、通話はしないこと
- (8) 前各記に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、会議の妨害となるような行為をしないこと

4. 傍聴人の退場

- (1) 会場において、会議の長の指示に従わないとき
- (2) 傍聴の手続き及び留意事項に違反したとき

5. その他

会議の傍聴に関しては、係員の指示に従うこと